

お役立ち☆くらしの情報 ⑤4

「光回線からアナログ回線に戻しませんか？」
という電話勧誘にご注意ください！

「知らないうちに必要のないサポート
契約をしたことになっていた！」
という相談が寄せられています

問い合わせ 市民課生活人權室 ☎53・2111 (内線2233、2234)



安くなるなら変更しよう
かしら…

もしも、アナログ回線に戻すと
すごくお得ですよ！

【事例】
大手電話会社のサポートセンターを名乗る事業者から「インターネットを使っていないなら、光回線をやめてアナログ回線に戻すと電話料金が安くなりますよ。」という電話がかかってきた。今はだれもインターネットを使っていないので、「おひやん」と思い契約したが、毎月サポート料金として3000円が引き落とされていることがわかった。確認すると1年しぼりでサポート契約されており、今解約するとキャンセル料が発生すると言われた。

不安な時は
相談してください



【ひやん助】

○大手電話会社の関連会社を名乗っていても、まったく関係のない事業者が勧誘しているケースもあります。勧誘を受けた事業者名をしっかり確認しましょう。

○知らないうちに、必要のないサポート契約を結んでいるケースもあります。勧誘を受けた際は、費用やサービス内容、解約の条件などをよく確認し、必要なければきっぱりと断りましょう。

○契約してしまったら、契約書の受領日から数えて8日以内なら、契約を解除できる「初期契約解除制度」があります。

消費者ホットライン188
イメージキャラクター
「イヤヤン」



消費者ホットライン
局番なし
188 (いやや)

専門の相談員がいます
村上市消費生活センター
☎53-2111 (内線2233、2234)
FAX53-2541

荒川支所地域振興課市民生活室	☎62-3103
神林支所地域振興課市民生活室	☎66-6112
朝日支所地域振興課市民生活室	☎72-6885
山北支所地域振興課市民生活室	☎77-3112